

用和わくわく不動産ジャーナル

2026年1月号

ゆったりぽん!

046 作者 ようみん



不動産あれこれ掲示板

空き家の相続トラブルを防ぐコツ3選

1. 情報共有で「聞いていない」を防ぐ

親が元気なうちに家族会議を開き、登記名義や固定資産税、過去の修繕履歴、ローン残高など実家に関する基本情報を一覧化して共有しておくことで、「聞いていない」から始まる相続トラブルを減らすことができます。

の同意が必要となり、手続きが進まなくなるリスクが高まります。代表者への名義集約や金銭での調整など、動かしやすい形を早めに検討します。

2. 動かしやすい形を早めに検討

相続人全員の共有名義だと売却や賃貸、解体、リフォームなどのたびに全員

3. 親の意向の可視化

実家をどうするかなどについて親の本音を早めにうかがい、公正証書遺言やメモの形で「誰に残すか」「売却してよいか」などの意向を書き残してもらうと安心です。

教えて！マサキさん！不動産売却相談室



マサキ住建
代表 妹尾（せのと）

Q. 売却した建物が法律のルールによって店舗の開業ができないと言われ代金の返還を求められています。

店舗の開業を目的として建物の売買があった場合、法令上の制限等によって店舗の開業ができないと判明したときは、売買契約の目的物の品質が契約の内容に適合しないとされ、契約不適合によって買主は売買契約を解除して、売買代金の返金を求めることが可能とされています。

当社のご紹介

《用和地域専門》の不動産相談窓口

 **マサキ住建** 株式会社

◆住所:八尾市山城町3丁目5番26号

◆TEL: **072-922-1332**

◆Mail: info@masaki-j.com

◆営業時間:10時~18時、定休日:水曜日

